令和 3（2021）年 9 月 28 日

在学生、ご家族の皆さま

東京家政大学
東京家政大学短期大学部
学長　井上俊哉

緊急事態宣言の解除に伴う活動指針ステージ 2 への変更について

新型コロナウイルスワクチン接種拡大の効果等により、全国的に新規感染者数は減少の傾向が続いており、東京都及び埼玉県に発出されている緊急事態宣言が 9 月 30 日の期限で解除されることになりました。これに伴い、10 月 1 日から、現状の「感染防止活動指針」ステージ 3 を 2 に変更します。

「感染防止活動指針」ステージ 2 への変更に伴い、本学園の新型コロナウイルス対策本部会議で承認された感染防止対策の徹底を内容とした活動ガイドラインに沿って、サークル等の課外活動を一部再開します。再開を希望する団体は、ステージ 2 の場合の活動手続きを行ってください。但し、学外者との活動や学外施設を利用する活動は引き続き自粛といたします。

なお、学生・ご家族の皆様には、これまでと同様に十分な感染防止対策の実施をお願い致します。また、強制ではありませんが、本学モニタリング検査(唾液 PCR 検査）の活用やワクチン接種により、大学での対面による活動を安心して進めることができるよう、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

今後も、定期的に本学ホームページ及びポータルサイト、manaba からの情報を確認してください。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針3（東京家政大学）

令和3年3月24日（Ver.3）

ステージ	判断基準	授業	学外実習	研究活動	学生の入構	学内行事 イベント	課外活動 ボランティア	窓口業務 入試業務	事務機能
ステージ0	平常時・危機がない状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
ステージ1	自粛要請は出ていないが，感染への注意が必要な状態	感染拡大防止に最大限の配慮をし、対面授業を実施。 メディア授業の積極的利用。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、通常通りの研究活動を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、入構を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、活動を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし実施。 メール・電話での問合せの利用。	感染拡大防止に最大限の配慮をし勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務の利用。
ステージ2	**大人数での行事，イベント等について自粛要請がでている状態**	**大学が必要と判断した対面授業とメディア授業、を実施。 授業実施に伴う教員、学生の入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。**	**実習先との十分な調整を経て免許・資格取得や卒業等に必要な実習を実施。 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。**	**学会などの研究集会への参加、学内での研究活動については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で実施を認める。 本学での学会主催は原則禁止（オンライン開催を除く）。**	**授業等必要な入構を認める。 大学・短大生については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、大学が許可した一部施設を一定の人数・時間で利用を認める。 大学院生については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、一定の人数・時間の入構を認める。**	**大人数にならない、大学が必要と認めた学内行事・イベントについては、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、実施を認める。 大人数の行事・イベントは原則禁止（オンライン開催を除く）。 施設の外部貸出は行わない。**	**大学が必要と認めた活動のみ実施。 大学が許可した場所における一定の人数・時間の活動について、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。 大人数の活動・遠征は原則禁止。**	**所属で必要と判断した窓口業務は実施。 窓口での相談・書類提出等は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、事前に当該窓口との調整を経て認める。メール・電話での問合せを積極的に利用する。 試験監督・オープンキャンパス等の入試業務は、感染拡大防止に最大限の配慮をし実施。**	**感染拡大防止に最大限の配慮をした上で勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務を積極的に利用する。**
ステージ3	緊急事態宣言の発令等による重点的な一部営業時間短縮などの要請がでている状態	メディア授業と、緊急事態宣言による自治体の措置等（以下、宣言・措置等という）に抵触しない範囲で、大学が必要と判断した対面授業を実施。 授業の実施に伴う教員、学生の入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。	宣言・措置等に抵触しない範囲で、免許・資格取得や卒業に、大学が必要と判断した実習を実施。実習施設と相談の上、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で実施を認める。	宣言・措置等に抵触しない範囲で、学会などの研究集会への参加、学内での研究活動については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、実施を認める。 本学での学会主催は原則禁止。（オンライン開催を除く）。	宣言・措置等に抵触しない範囲で、授業等必要な入構を認める。 大学・短大生、大学院生で卒業・修了、資格取得等に必要な教育、研究活動等を行う場合、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、一定の人数・時間の入構を認める。	宣言・措置等に抵触しない範囲で、大人数にならない、大学が必要と認めた学内行事・イベントについては、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、実施を認める。 大人数の行事・イベントは原則禁止（オンライン開催を除く）。施設の外部貸出は行わない。	課外活動は原則活動禁止（オンラインでの活動を除く）。 免許・資格取得、授業等に関連するボランティアは、宣言・措置等に抵触しない範囲で、大学が必要と判断した活動を実施。	宣言・措置等に抵触しない範囲で、所属で必要と判断した窓口業務は実施。 窓口での相談・書類提出等は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、事前に当該窓口との調整を経て認める。メール・電話での問合せを積極的に利用する。 試験監督・オープンキャンパス等の入試業務は、宣言・措置等に抵触しない範囲で、感染拡大防止に最大限の配慮をし実施。	宣言・措置等に抵触しない範囲で、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務を積極的に利用する。
ステージ4	緊急事態宣言が発令され全面的な営業自粛などの要請がでている状態	原則メディア授業のみ実施。 メディア授業の実施に伴う教員の入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、認める。	原則実施不可。	出張の原則中止。 学会などの研究集会への参加及び主催の禁止（オンライン開催を除く）。原則として在宅での研究とし、教育・研究の準備・継続に必要不可欠な場合のみ、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、入構を認める。	原則入構禁止。 やむを得ず入構する必要がある場合は、かならず事前に大学の許可を得ること。 可能な限り短時間で退出すること。	実施不可（オンライン開催を除く）。	活動禁止（オンラインでの活動を除く）。	メール・電話での問合わせのみ。 入試業務は、オンライン実施について検討する。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、事務機能を維持するための必要最小限の職員が出勤。 時差出勤、テレワーク、交代勤務の積極的利用。
ステージ5	外出禁止等、重大な緊急事態（感染拡大により，教職員が出勤できない状態など）	メディア授業のみ実施。	実施不可。	研究資産維持のために必要最低限の人員に限り、所属長の指示のもと、入構を認める。	学生の入構を禁止	実施不可（オンライン開催を除く）。	活動禁止（オンラインでの活動を除く）。	メールでの問合わせのみ。 入試業務は実施不可。	所属長の指示のもと、大学施設の維持管理のために必要最低限の職員のみ出勤。

令和 3（2021）年度　前期授業期間については、シラバスにより、各学科等で当面30%、最低50%を目途に実施する対面授業とメディア授業を実施する。
この指針は、R3(2021).4.1から適用する。**（ｽﾃｰｼﾞ変更 R3. 6.24 3→2 / 7.12 2→3/ 10.1 3→2 ）**今後の状況によって、活動指針を変更することがある。
具体的な決定は、活動指針を目安とし、そのときどきの状況を総合的に勘案して、コロナウィルス対策本部会議などで行う。